

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 鶴ヶ島の教育の将来像は (40分)</p> <p>教育委員会制度は、2014年にいわゆる地方教育行政法が改正され、首長が主催する総合教育会議の開催と教育大綱の策定がすべての自治体に義務付けられました。第2期鶴ヶ島市教育振興基本計画における教育の基本理念は、</p> <p>「教育は、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。同時に教育は、社会の構成員の一人として公共の精神を基盤にした、民主的な国家及び社会の形成者たる国民を育成するという使命を担っています。さらに、広く先人や郷土の歴史の中で継承されてきた文化・文明を教育の営みを通じて次代に伝え、より豊かなものへと発展させていくことを目指していくものです。</p> <p>こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものであると考えます。</p> <p>このことを踏まえ、鶴ヶ島市教育委員会は、地域ぐるみで教育を進める鶴ヶ島を目指して教育行政を推進」と述べています。</p> <p>また、社会教育法が改正され、学校・家庭・地域社会が一体となって新しい時代に対応した教育に取り組むようにとされています。</p> <p>このような観点から以下の質問を致します。</p> <p>(1) 同計画において「地域ぐるみで子どもを育てる」とありますが、本市の取組は。</p> <p>(2) 鶴ヶ島らしさのある教育とは。</p> <p>(3) 小中一貫教育についての考えは。</p> <p>(4) 就学援助の申請時期と支給時期の周知について。</p> <p>(5) ネウボラと教育の関連について。</p> <p>(6) 3学期制の復活の進捗状況は。</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)			答弁を求める者
平成 28 年度における義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校の設置数			
	設置者数	設置数	施設形態
・義務教育学校	1 3 都道府県 1 5 市区町	2 2 校	施設一体型 1 9 校 施設隣接型 3 校
・小中一貫型 小学校・中学校			
併設型	2 1 府県 3 7 市町村	1 1 5 件 (小 2 3 1、 中 1 1 5、 計 3 4 6 校)	施設一体型 1 3 件 施設隣接型 1 0 件 施設分離型 8 9 件 未定 3 件
	2 学校法人	2 件 (小 2、中 2、 計 4 校)	施設一体型 2 件
連携型	0	0 件	
※文部科学省「小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査について」 2016 年 4 月 より作成			